

「J N L A 認定の一般要求事項（JNRP23） 第4 版（案）」にかかるとご意見と回答について

No.	ご意見 ※	ご回答
1	<p>改正文書案の7.8.2④に、試験証明書への記載事項として「製品試験等を行った鉱工業品又は電磁的記録の名称、識別、特徴及び状態」が要求されていますが、この記載内容が試験所によって曖昧になっていると思います。ISO/IEC 17025：2017にも品目の記述、明確な識別をするよう7.8.2.1g)に定められています。</p> <p>次の文書に「その鉱工業品にJISがあれば、その名称(呼び名)はその製品規格の呼び名に従う。」といった内容を盛り込んでいただきたい。</p> <p>【該当文書】 JNRP21 JNLA登録の一般要求事項（第21案） JNRP23 JNLA認定の一般要求事項（第4版案）</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>検討の結果、下記の理由からJISに規定されている名称や呼び名の使用を要求することが難しいため、JNRP21 JNLA登録の一般要求事項（第21案） 7.8.2 ④、JNRP23 JNLA認定の一般要求事項（第4版案） 7.8.2 ④に「注記：JISに規定されている名称や呼び名を使用することが望ましい。」を加えることといたします。</p> <p>（理由） 産業標準化法に基づく試験事業者等に関する省令第4条第1項には「鉱工業品又は電子的記録の名称、識別、特徴及び状態」の表記にJISに規定されている名称や呼び名を使用しなければならない旨が規定がなく、ISO/IEC 17025：2017 7.8.2.1g)にも国家規格などで定められた名称や呼び名を使用しなければならない旨の規定がないため、過剰要求となる。</p> <p>注) 最終的な修正文面は、NITE内で精査したうえ、変更する可能性がございます。</p>

※ご意見の原文から、個人を特定できる情報などを削除・修正しています。